



農業委員会だより

■発行人 飯山市農業委員会 松永晋一
■編集 飯山市農業委員会 情報委員会

飯山市
農業委員会事務局
飯山市役所農林課内
電話：62-3111
(内線261)
FAX：62-6221

18.3

No.229

がんばっています！

- No.39 -



左：中居正人さん(羽広山)
右：農業を指導した
江口一樹さん(羽広山)

なべくら高原で農業奮闘中

私は、岡山区羽広山在住5年目の中居正人と申します。「伊勢志摩サミット」で有名になった雪の降らない海のある三重県志摩市の田舎で生まれ育ち、高校卒業後は愛知県の都会でサラリーマンとして働いていました。

ここ飯山市に移住したきっかけは、42歳のとき職場で仕事の最中、脳梗塞になり倒れ救急搬送されました。幸い後遺症はなく無事退院したものの将来の健康に不安を感じ、脱サラを決意して前々から興味があった農業を目指すこととしました。

そして、自分に合った農業環境と野菜は何かを探しに全国各地を回りました。いろいろと検討した結果、生まれた環境とは全く正反対の豪雪地帯で海のない飯山市に決め、さらにぶなの原生林が残るなべくら高原のそばに平成22年に移住しました。

私は、市役所農林課の担当者と相談しながら、すぐに農業経営を行うのではなく農業を経験するため、市の施設「農村定住支援住宅」①に住みながら、羽広山の大農家で3年間農業の基本技術や経営知識全般を教えてもらい「認定



就農者」②となりました。そして、縁があって羽広山の農地付き中古住宅を購入して平成25年の春から農業経営を開始しました。当初は、中古住宅購入等で預貯金も少なく「青年等就農資金」③、「飯山市農業後継者等総合支援事業」を利用していただきたき農機具収納倉庫兼作業場やトラクター等を購入し、きゅうり・人参・ズッキーニを栽培しJA等に出荷していましたがなかなか上手くで

きず、JA指導員、羽広山の農家の皆さんにご指導をいただきながら何とか生活できるまでに至りました。今は、従業員を雇いながら少しずつ規模を拡大しています。今後は、安定した農業経営と技術向上を目指していきます。

毎年季節毎にサラリーマン時代の多くの友人が遊びに来ています。春は山菜・菜の花、夏は虹・螢、秋は紅葉、冬は雪に感動し、心が癒されたと言って帰っていきます。

今は私にとって当たり前の風景となりましたが、この風景こそが「日本人の心のふるさと」なのかなと私は実感しています。

最後に、ここ飯山市に縁があつて移住させていただいた恩返しとして現在、羽広山の役員(岡山区公民館専門部員)・消防団員等に入れさせていただき地域の諸活動に積極的に参加しています。微力ながら頑張りますので今後ともよろしくお願いいたします。



①農村定住支援住宅
農業従事者の定住を図るために整備された住宅です。入居等に関するお問い合わせは、農林課農業振興係まで。
②認定就農者(現・認定新規就農者)
青年等就農計画の認定を受けた個人・法人
③青年等就農資金
認定新規就農者が利用することが出来る無利子の資金

あぜ道だより



岡山地区農業委員
渡邊 照一 郎

あぜ道のつばき

秋が深まった晴れた日に早起して畑に行ってみました。収穫する物はもうない。目の前にある山の頂上は、ブナの葉が落ち灰色に染まり雪の来るのを待っているかのようだ。

ちょうどバスが来た。唯一の公共交通機関で通学用でもある。数年前に廃止の話もあったが、関係者の努力で廃止は免れた。無くなれば寂しい限りだ。私の住む集落は75軒ほどだが移住者は9軒ほどある。古民家が人気で売りに出せばすぐに売れるらしい。今年はオーストラリアの若い夫婦がやって来た。まさに捨てる神あれば拾う神ありである。

移住者の多くはタイア世代である。移住者のひとりどこが良くて来たのか聞いてみた。「四季がはっきりしていて景色が良い。稲穂が実る景色

は絶景、まさに黄金色で今までの所とは色が違う。食べ物も美味い。」米、野菜、豚肉、鳥肉などを友人へ送るそうだ。雪も苦にならず楽しんでる。静かで都会と違い住みやすさのこと。子育て世代になると教育のインフラが少なく都会へ転居して行った人もいるが、子育てが終わればまた戻らそう



私は定年後、家の田畑を守り米とアスパラと自家用野菜を栽培している。今の農政は大規模集約化した所に重点的に補助金を支出している。今までどおり田畑を守っているだけでは日は当たらない。大規模化して企業として経営しろという事なのか。

企業になれば倒産もあり得るが、以前に講演で「百姓は始めから倒産しているのだから倒産のしようがない」という話を聞

あしあと 1・2月の活動記録

- 1月10日 農業委員会役員会
- 19日 農地利用最適化推進研修会(安曇野市)
- 26日 1月農業委員会総会
- 2月5日 遊休農地活用シンポジウム(長野市)
- 6日 北信州農業委員会協議会研修会(中野市)
- 9日 農業委員会役員会
- 21日 県農委女性協議会役員会・研修会(安曇野市)
- 27日 2月農業委員会総会

非農地通知書について(お知らせ)

農業委員会では、毎年7月から8月にかけて行っている農地パトロール(利用状況調査)により、すでに山林または原野の状態になっているなど、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があつた場合には、農業委員会の総会の議決により「農地に該当しない」旨の判断を行うこととされています。

農業委員会の総会で「農地に該当しない」と判断された農地については、農業委員会では非農地として扱うこととなり、その所有者等に非農地通知書が届いた方は、その通知書をもって登記簿地目が変わることはありませんので、法務局において山林または原野へ地目変更の登記申請を行ってください。(非農地通知書は登記時の添付書類となります。登録免許税はかかりません。)

非農地通知書が届いた方は、その通知書をもって登記簿地目が変わることはありませんので、法務局において山林または原野へ地目変更の登記申請を行ってください。(非農地通知書は登記時の添付書類となります。登録免許税はかかりません。)

見本 平成30年〇年〇日

〒389-2253 飯山市大字飯山1110番地1 飯山 太郎 様

飯山市農業委員会 会長 松永 晋一

非農地通知書(非農地証明書)

平成30年〇月〇日の農業委員会の総会において、貴殿が所有する下記土地は農地法第2条1項の農地に該当しない旨判断しましたのでお知らせします。

今後、下記土地の登記について登記簿地目の変更登記を行うようお願いいたします。

土地の所在				地目		面積
大字	字	本番	枝番	登記	現況	(㎡)
〇〇	〇〇	〇〇		畑	山林	〇〇
〇〇	〇〇	〇〇		田	山林	〇〇
〇〇	〇〇	〇〇	〇	畑	原野	〇〇
〇〇	〇〇	〇〇	〇	田	原野	〇〇

飯山市農業委員会では、上記土地について農地台帳を整理するとともに県及び法務局等に対し農地法第2条第1項の農地に該当しない旨通知します。

本通知は「登記簿上の地目が農地である土地について、農地以外の地目への地目の変更の登記申請があつた場合の取り扱いについて」(昭和56年8月28日付け法務省民三第5402号法務省民事局長通知)の一の1(1)の「農地に該当しない旨の農業委員会の証明書」として認められます。